7	(1)　静岡県静岡市駿河区南八幡町10―30　(51.20) (2)　静岡県静岡市葵区追手町5―1　(103.00)	北緯34度57分42秒東経138度24分11秒の地点と北緯34度58分30秒東経138度23分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　静岡県浜松市西区西山町無番地　(78.00) (2)　静岡県島田市大代字樫塚2662―26　(580.00)	北緯34度45分38秒東経137度42分22秒の地点と北緯34度51分16秒東経138度04分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　静岡県御前崎市御前崎2825―1　(134.30) (2)　静岡県島田市大代字樫塚2662―26　(580.00)	北緯34度36分07秒東経138度13分02秒の地点と北緯34度51分18秒東経138度04分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道帯広市西5条南7丁目2番地1　(96.00) (2)　北海道河西郡中札内村中札内西2線231番地2　(244.00)	北緯42度55分27秒東経143度11分53秒の地点と北緯42度53分25秒東経143度11分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度52分56秒東経143度11分07秒の地点と北緯42度52分51秒東経143度11分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　群馬県前橋市本町1―8―16　(163.00) (2)　群馬県高崎市東町184―6　(149.60)	北緯36度23分23秒東経139度04分04秒の地点と北緯36度19分35秒東経139度01分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　神奈川県横浜市鶴見区江ケ崎町4―1　(64.90) (2)　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3―20―22　(58.80)	北緯35度31分59秒東経139度40分23秒の地点と北緯35度30分31秒東経139度40分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　静岡県沼津市大手町3―9―13　(87.40) (2)　静岡県御殿場市深沢字丸嶽3858地先官無番地　(1148.50)	北緯35度05分58秒東経138度51分34秒の地点と北緯35度06分40秒東経138度52分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　静岡県富士市吉原1―1―21　(60.80) (2)　静岡県沼津市大手町3―9―13　(87.40)	北緯35度09分40秒東経138度41分23秒の地点と北緯35度09分16秒東経138度42分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度09分11秒東経138度42分41秒の地点と北緯35度09分05秒東経138度42分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度07分41秒東経138度46分51秒の地点と北緯35度07分23秒東経138度47分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度07分07秒東経138度48分26秒の地点と北緯35度05分58秒東経138度51分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　静岡県富士市吉原1―1―21　(50.80) (2)　静岡県富士市今泉字中芝原2345―1　(102.00)	北緯35度09分40秒東経138度41分23秒の地点と北緯35度10分30秒東経138度41分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　兵庫県宍粟市山崎町母栖桜ケ谷175―1　(597.00) (2)　兵庫県宍粟市山崎町与位字頃谷山1476―56　(698.00)	北緯35度03分44秒東経134度36分08秒の地点と北緯35度04分36秒東経134度32分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　兵庫県姫路市飾東町小原字師々口　(244.40) (2)　兵庫県宍粟市山崎町与位字頃谷山1476―56　(698.00)	北緯34度51分50秒東経134度48分24秒の地点と北緯35度04分36秒東経134度32分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　兵庫県姫路市飾東町小原字師々口　(244.40) (2)　兵庫県丹波市柏原町柏原字藤ノ目4008―13　(556.80)	北緯34度51分50秒東経134度48分25秒の地点と北緯35度08分39秒東経135度05分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　兵庫県神戸市中央区加納町6―2―1　(165.70) (2)　兵庫県神戸市灘区摩耶山町2―2　(626.00)	北緯34度41分11秒東経135度11分47秒の地点と北緯34度43分45秒東経135度11分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

5　列車運行業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　栃木県栃木市平柳町1―8―14　(115.00) (2)　栃木県日光市瀬尾大石久保1508　(592.00)	北緯36度23分22秒東経139度44分32秒の地点と北緯36度41分41秒東経139度41分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度41分50秒東経139度41分53秒の地点と北緯36度45分07秒東経139度41分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　栃木県日光市今市1110　(420.00) (2)　栃木県日光市瀬尾大石久保1508　(592.00)	北緯36度43分41秒東経139度41分31秒の地点と北緯36度45分09秒東経139度41分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第二百四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十二年郵政省告示第六百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十三年郵政省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和四十六年郵政省告示第八十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十四年郵政省告示第四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十八年五月九日　総務大臣　山本　早苗

一　昭和四十二年郵政省告示第六百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項及び六の項を削る。